

手続開始の公示

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を含む))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本公示は、インターネットの入札情報サービス (PPI) [<http://www.i-ppi.jp/>]に掲載されています。

令和2年6月9日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所長 池田 博明

1 工事概要

(1) 工事名 大石西山排水トンネル立坑他工事 (電子入札対象案件)

及び大石西山排水トンネル立坑他工事にかかる技術協力業務 (電子入札対象案件)

(2) 工事場所 福島県耶麻郡西会津町新郷地先

(3) 工事内容

1) 大石西山排水トンネル立坑他工事にかかる技術協力業務 (以下、「技術協力業務」という)

立坑の高さ $H=56.5\text{m}$ 、排水トンネルの延長 $L=1,040\text{m}$

(ア) 立坑の施工計画及びリスク対策工法検討の技術協力業務 1式、打合せ 1式

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から交渉成立日までを予定している。

(ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2) 大石西山排水トンネル他工事 (以下、「建設工事」という)

(ア) 工事内容

立坑 (レイズボーリング工法を予定) 1式

立坑施工に係るリスク対策工法 (未定) 1式

底盤 (インバート含む) コンクリート 1式

仮設工 1式

(イ) 予定工期 その1工事：令和2年12月頃から令和3年12月頃までを予定している。

その2工事：令和3年12月頃から令和4年12月頃までを予定している。

(4) 工事の実施形態

1) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18号に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下、「技術提案・交渉方式」という。)の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の随意契約相手方として特定する。

なお、建設工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

2) 本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案

書の提出要請を行い、技術提案書の提出者を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

- 3) 本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は100万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は競争参加者からの見積もりを踏まえて設定し、別途通知する。
- 4) 本工事は、競争参加資格があると認められた者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者を選抜し、技術提案書の提出要請を行う段階選抜方式の試行工事である。
- 5) 本建設工事においては、資料の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙提出方式に代えることができる。紙提出方式の承諾に関しては、下記6(1)の担当部局に承諾願を提出すること。
- 6) 本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 7) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、包括的単価個別合意方式を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
- 8) 本建設工事の契約時において、建設生産システムに関わる施策の取り組みの実施について、設計図書に明示するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格者で一般土木工事C等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 建設業の許可を得た者で、福島県会津地域（喜多方・会津若松・南会津建設事務所管内）又は新潟県下越地域（新発田・新潟地域振興局（西蒲区を除く）管内）に「土木工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、(3)の要件を満たしていること。
- (6) 平成 17 年度以降に元請けとして完成した工事で、下記 1)又は 3)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち 1 社がこの施工実績を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあつては、評定点合計が 65 点以上であること。
 - 1) 立坑工事であること。
 - 2) トンネル工事であること。
 - 3) 集水井工事であること。
- (7) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が 20%以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (8) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が 20%以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす 1)から 5)までのいずれかを満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者は管理技術者という。
 - 1) 技術士（総合技術監理部門 建設）
 - 2) 技術士（建設部門）
 - 3) RCCM（道路部門又は施工計画・施工設備及び積算）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者
 - 4) 1 級又は 2 級土木施工管理技士
 - 5) 1 級又は 2 級建設機械施工技士
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に配置できること。
 - 1) 1 級又は 2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

 - ・ 1 級又は 2 級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門）又は技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
 - 2) 平成 17 年度以降に、元請けとして完成した上記(6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が 20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の主任技術者又は監理技術者が上記(6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあつては、評定点合計が 65 点以上であること。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係

る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (12) 上記 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
- (13) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が 60 点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記 6(3)1)の申請書の提出期限日までの期間が 1 年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものを対象とする。）。
- (14) 競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（説明書参照）
- (15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号）第 16 に指名基準を踏まえ、5 (1)によって得られた審査評価点の上位 10 者までを選抜（10 者目の審査評価点が、同数となる者が複数存在する場合はそれらの者を含む。）し、技術提案書の要請を行うものとする。

4 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本工事は滝坂地区地すべり対策事業の大石西山排水トンネルに係る付属設備である立坑（換気・避難坑）及びトンネル底盤コンクリートの工事である。

大石西山排水トンネルは、滝坂地すべり対策の重要な施設であるが、トンネル延長が 1,000m を超えるため、立坑（喚起・避難坑）を設ける事としている。この立坑は現場条件等かレイズボーリング工法による掘削を見込んでいるが、地すべり面を貫通する必要があることから、地質リスクを抱えている、また、トンネルの底盤（インバートを含む）コンクリート及び集水ボーリング工は立坑完成後の施工となるため、大石西山排水トンネル全体の効果発現のためには、工期の短縮も必要である、このため、立坑及び底盤コンクリートの施工計画およびリスク対策方法の選定が必要である。このような状況下で施工者独自の高度な技術力（施工方法、工事規制方法、仮設工法等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、立坑工事、トンネル底盤コンクリート工事に関する技術提案を下記 1)から 3)について求める。

- 1) 技術協力業務の実施に関する提案：10 点
- 2) 地すべり面などの地質リスクが想定される立坑の施工において有効と思われる施工管理の提案能力：15 点
- 3) 集水ボーリングを早期に着手するために有効と思われるトンネル底盤コンクリートの施工方法の提案能力：15 点

(2) 優先交渉権者の選定

上記 4 (1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(3) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記 1)から 3)の順で優先交渉権者を選定するものとする。

- 1) 技術提案 2)の点数の高いもの
- 2) 技術提案 3)の点数の高いもの
- 3) 北陸地方整備局における一般土木工事の有資格者名簿の上位者
なお 3)について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

(4) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(5) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施した上で、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思を確認した上で技術提案を反映した設計協力業務を改めて実施する。

(6) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

5 段階選抜に関する事項等

本工事の段階選抜は以下のとおり実施する。

一次審査における審査評価点の算出においては、下記(1) 一次審査項目について評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。(最大得点 40 点)

なお、詳細は説明書による。

(1) 一次審査

下記 1)から 3)の項目における審査評価点の合計の上位 10 者までを選抜する。ただし 10 者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

- 1) 配置予定技術者の施工能力
- 2) 企業の技術力評価
- 3) 事故及び不誠実な行為に対する評価

(2) 二次審査（選抜された者）に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記 6(4)の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

6 説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

(1) 担当部局

〒956-0032 新潟県新潟市秋葉区南町 14 番 28 号
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 総務課 専門職
電話 0250-23-4598

(2) 説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードす

ることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記 1) のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記 2) に電話又は電送により申し込むこと。

ただし、電送による場合は着信確認を行うこと。

1) アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/>

2) 交付場所：北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 総務課 専門職

〒956-0032 新潟県新潟市秋葉区南町 14 番 28 号

電話 0250-23-4598 FAX 0250-24-3005

3) 交付期間：令和 2 年 6 月 9 日（火）から令和 2 年 8 月 10 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

4) 書面による交付方法：上記 3) の期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及び CD 等を同封し、上記 2) へ郵送すること。CD 等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない）。

(3) 申請書及び一次審査に関する資料

申請書及び一次審査資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が 3MB を超える場合及び発注者の承諾を得て紙提出方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に 1 部郵送（書留郵便等）するものとする（電子入札運用基準参照）。

1) 電子入札システムによる受付期間：令和 2 年 6 月 12 日（金）の 9 時 00 分から 17 時 00 分、及び令和 2 年 6 月 16 日（火）9 時 00 分から 12 時 00 分とする。

2) 郵送又は託送による受付期間：令和 2 年 6 月 12 日（金）の 9 時 00 分から 17 時 00 分、及び令和 2 年 6 月 16 日（火）9 時 00 分から 12 時 00 分とする。

受付場所：北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 総務課 専門官

〒956-0032 新潟県新潟市秋葉区南町 14 番 28 号

電話 0250-23-4598

(4) 二次審査に関する資料（選抜された者）

5(1) に掲げる一次審査で選抜された者は技術提案書を説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が 3MB を超える場合及び発注者の承諾を得て紙提出方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に 1 部郵送（書留郵便等）するものとする（電子入札運用基準参照）。

1) 電子入札システムによる受付期間：令和 2 年 7 月 15 日（水）の 9 時 00 分から 17 時 00 分、及び令和 2 年 7 月 17 日（金）9 時 00 分から 12 時 00 分とする。

2) 郵送又は託送による受付期間：令和 2 年 7 月 15 日（水）の 9 時 00 分から 17 時 00 分、及び令和 2 年 7 月 17 日（金）9 時 00 分から 12 時 00 分とする。

受付場所：北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 総務課 専門官

〒956-0032 新潟県新潟市秋葉区南町 14 番 28 号

電話 0250-23-4598

なお、二次審査に関する資料を上記期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

技術協力業務 免除

建設工事 免除

2) 契約保証金

技術協力業務 免除

建設工事 納付（保管金の取扱店 日本銀行新潟支店）

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 技術提案書の無効

一次審査で選抜されなかった者が提出した技術提案書、選抜された者であっても、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした技術提案書は無効とする。

(4) 優先交渉権者に係わる技術提案

提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該案件に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案内容について、いかなる相談・協議を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 6(1) に同じ。

(8) 本競争の参加希望者は手続き開始の公示 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料等を提出し、分任支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

手続き開始の公示 2(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料等を提出することができる。この場合において、手続き開始の公示 2(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、選定の時において手続き開始の公示 2(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、一次審査の時において手続き開始の公示 2(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(9) 詳細は説明書による。

以上